

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(5-11)

2. 日時

令和3年10月28日(木) 13時15分～14時05分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、有田安全審査官、鈴木安全審査専門職、内海安全審査専門職、吉村技術参与

検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所担当部長 他7名

東海事業所 担当者

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1 : H-21039-2 熊取事業所第5次設工認(2回目補正)  
コメント対応整理表(R3/10/28)

資料2 : H-21042-1 熊取事業所第5次設工認(2回目補正)  
コメント対応整理表(R3/10/28)

資料3 : H-21044 熊取事業所第5次設工認(2回目補正)  
コメント対応整理表(R3/10/28)

時間	自動文字起こし結果
0:00:07	定刻になりましたので本日の面談のほう始めさせていただきます。本日の面談は、
0:00:13	令和2年2月15日付で申請がありまして、令和3年8月23日付で
0:00:19	第2回目の補正がありました原子燃料工業株式会社の熊取事業所の設工認申請につきまして申請書及び面談資料をもとに確認を行うものでございます。
0:00:30	それでは、
0:00:38	規制庁側からいただいている資料につきまして、
0:00:43	順番に指摘コメントのほうを伝えようと思います等では赤い色でアリタさんからお願いできればと思います。
0:00:52	おりますとおり、
0:00:54	規制庁アリタです。
0:01:01	一昨年向こうから5. 影響資料前出した分とあと、
0:01:07	新たに追加するコメントって本店5件、お伝えします。
0:01:13	一つメリットが今日の資料の1総務費0の14番のスタッフ
0:01:19	これ補正申請
0:01:22	2059 ページ。
0:01:25	資料コマツ要するに何%知ってるやつなんですけど、これ図面見ると、
0:01:31	(1)憲法だけじゃなくて、設備コア一番綺麗なこちら設備／だってそこにも、
0:01:38	読書ファイルに繋がってるような図に書いてまして、これについての
0:01:43	記載が使用不能ないですか、この設備公募について。
0:01:49	局所排気系が安全機能に基づくものではないということで周知し、
0:01:54	あともうちょっと図面の方見ると、
0:01:58	はい。
0:02:00	囲い式コードは実線で書いているんですけど、設備川中店線量／本件支援は、なんかどういった魅力あるとかよくわからない、もうしっかり説明をいたします。
0:02:16	次に二つ目ですと、
0:02:19	補正申請70ページの
0:02:24	粉末搬送容器ということなんですけど。
0:02:28	このドアの火災に移行する事業帯と、
0:02:33	11.3名不備ということで、
0:02:37	配線用遮断器を設けて考えております。ただこの設備っていう大きなです。
0:02:43	電気関係という内容です。これはなぜ会議表へ説明します。
0:02:53	次三つ目ですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:57	補正申請の 30382 ページで、
0:03:01	毎期痛みの床面に堰を変えていると思うんですけどこの横紙ピッチに測温設備ウエハラ店変わってるだけじゃなくて、損益駄目のファンヒーターです。
0:03:12	設備の底面積も考慮していても保守的に設定したものでということよろしいでしょうか。
0:03:22	次に四つ目ですば
0:03:25	補正申請の距離が 53 ページ後も幾つかのページをつけどころの設備について、
0:03:34	廃液処理設備できる計器口径防護する。
0:03:41	壁面ぼちっとはついてると思うんですけど、
0:03:46	これらの設備については実績商売について記載がとこですけど、これらのHPのポウ上がる。
0:03:56	こうについて電事気象バイオ影響しないと、設置いたします。
0:04:04	最後ですが、これ申請書のページは途中ちょっと規模とか内容です。
0:04:11	技術基準規則の
0:04:14	第 9 条第 2 項ということにてことで、
0:04:21	放射性廃棄物の排水工の
0:04:24	今後のもと、測定するという要求はあるんですけど、これに係る設備、今回申請されてなかったと思います。もうほとんどた形になるのかと思いますけど、これも大的に何ではかかってると一体的に説明責任を果たします。
0:04:42	以上です。
0:04:50	あと、下。
0:04:52	原子燃料工業の野間でございます。
0:04:56	例えばご質問いただいた件で、最後のご質問で改正以降の
0:05:05	における放射性物質の濃度の測定方法についてですが、こちらについては低バックグラウンドカウンターという装置を用いて測定しております。時ですな第 2 回目の補正の
0:05:24	添付書類の放射線管理施設の
0:05:29	ところでございまして、
0:05:33	ページで言いますと、2844 ページにバックグラウンドカウンターの
0:05:43	を設置する旨の
0:05:46	説明ございまして、
0:05:49	これらのこの装置が排水中の放射性物質もどう計測するために備えるものであって、技術基準の第 19 条の 2 行ですなはい成功における放射性物質の濃度を

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:04	特定するという。
0:06:07	技術基準に対して適合しているという状況を説明した。
0:06:12	記載がございます。
0:06:15	以上になります。
0:06:18	では就職者数項目につきまして、
0:06:33	規制庁ウツミですけど間3倍。
0:06:36	とりあえず今は大丈夫ですかこれ、ずっと今まで次定量化審査よく理解です。アリタございますが、すべてヨシムラさんお願いします。すいません。ちょっともう一つの何点か誤開と簡単にできるものについて御回答させていただきます原子力応用上村でございます。
0:06:53	液面高検知Tについての電磁的障害の記載の有無の話でございますけれども、基本的にお電磁的障害防止を図っているものに関しましてはのインターロック回路とかですねゴソッ誤動作を防止するための目的で、委員、
0:07:10	電磁的障害防止というところで整理しておりますが、今回あの液面高検知器についてはあくまで警報設備ということで警報がなるところでございますので、基本的には信号を受けて何かしら安全機能を担保するような動作はないというところで、
0:07:28	電磁的障害があるところは不要だというふうに整理しております。基本的に電磁的障害もあったとしても液面高検知器とですね丸誠検知器もそうになりますけれども、基本的には誤発報という格好ですね。発砲する形にはなると思いますので、
0:07:44	基本的な影響というところとしてはないかなというふうに考えております。以上です。
0:07:55	原燃工のほうでございます。よろしければ続きまして一つ目の御質問と二つ目のご質問になります。一つ目のご質問で局排に繋がっているものが安全機能に該当しないのかというところですがけれども、こちらのほうはですね、自主的に設置しているものでございますので、安全機能には該当しないというふうな整理としてございます。
0:08:14	同様の設備が過去にも代表で設工認でございまして、年度の解体装置でございまして、そちらについても同様な整理としてございまして、代表性のときにもですね、コメント回答2-6で同様の回答させていただいたところもでございます。
0:08:28	でカバーを点線というところですがけれども、こちらカバーと風土書き分けてございまして風土については実線カバーについては点線で記載してございまして、これらの別のコメントで判例わかりにくいというコメントをいただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	すので、3回目の補正でその辺りのところの説明を追記しようということで、今やっているところでございます。
0:08:48	2点目の質問f炭素容器に配線遮断機が必要なのかなんですけれども、こちらのちょっとあの確認をしてさせていただいて、該当しない場合は補正のときに、適切に修正させていただきたいと思います。以上です。
0:09:03	認可を
0:09:06	いつすいませんアリタです。
0:09:09	節でここはテールだってこれ、NaF設置工事の対象じゃないっていう
0:09:16	何だこの補正離席正規の場合でも、
0:09:21	原燃工のでございます。対象でないということではないんですけれども、風土とかカバーが見た目図面上で区別つきにくいのでそこを区別していく書き分けているというところでございます。ただあの説明とかは特にしてなかったというところでございますので、そこについては説明を第3回補正のほうで追記をさせていただきます。
0:09:40	以上です。わかりました。
0:09:43	すいません、原子燃料工業藤原です。三つ目のできるための面積床面積の件ですが、こちらについてもですね設備の足とかですねそういったものを考慮した上で有価面積押す考慮算出しておりますし、
0:10:02	あと基礎のようなですねコンクリートで一定の堆積を持つようなものをですね、そういったものはもう、そういった部分を直接差し引いて、ドーズ評価しております。以上です。
0:10:18	はい。要項
0:10:27	性状Smithありがとうございました電話は一応確認ですが、熊取さん説明は以上で大丈夫ですよ。今アリタさんの説明質問に対しては、
0:10:37	はい現地への工業藤原です。以上で結構ですはい、了解されたままではヨシムラますので、別途からちょっと言っていていいですかね。
0:10:46	今Alikeカラーの増、今ご説明があった最後のところなんですけれども、一点鎖線と2点斜線のところは別途わかりやすく説明するっていうことだったんですけど、そうすると、ここのところの説明って、
0:11:04	カガ何だ設備カバーっていうのは多分我々あの適合性確認する対象外っていうことが明確になるような記載になるっていうことでよろしいんですか。
0:11:16	原燃工のでございます。設備カバーについては対象外ではなくて対象内になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:24	ただ書き分けとして雪害のフードカバー両方とも対象になるんですけども、図面上、フードカバーが区別作りと言うだけで対象には含まれますので、その旨についてもわかるような書き方とさせていただきます。
0:11:39	そうすると対象にはならないというのは、原則だとかそういうところについては対象にならないけれども、その他のところの要求で対象になるという理解でいいですか。
0:11:50	原燃工でございます。その通りでございます。
0:11:53	どう承知しました。
0:12:01	以上ですね。
0:12:05	評価については島さんお願いします。
0:12:08	規制庁の吉村です。
0:12:10	私の方から 4 件。
0:12:15	ちょっと確認させてもらいますが実質的には 2 件ずつ分かりますので、まず最初に意見、
0:12:24	説明します。これはまず 1 件目が前回のさらっといいな、更問というかこれ、実はもう 3 回目になってしまうんですけど、いわゆる 1014-2。
0:12:38	実質的にはこれ 9 月 16 日の 52 っていう回答のほうでまとまっていますので、
0:12:44	そっち見てみていただいたほうがいいと思うんですが、
0:12:47	今回
0:12:49	いわゆる送水ポンプの自動停止装置の耐震重要度の考え方について、
0:12:57	土地を時事業効果での考え方であるっていうことの説明。
0:13:05	ですので
0:13:06	内容的にはわかりましたが、とそ装置ますと、繰り返しになってしまうんですが、
0:13:14	自動送水ポンプの自動定数値にいわゆる中三で注意の機能を
0:13:21	を持たせてるっていう記載のこの 1 問等は全く不要な部分記載が実はあったんだっていうことになってしまうんですが、
0:13:32	そうだ。そういうことになりますのでそれでもう 1 回確認はしておいていただきたいと思います。
0:13:39	例えば私のほうでみて、例えば送水ポンプの上流側 2。
0:13:45	これ冷却水の緊急遮断弁とかありますんでそのことを言ってるんじゃないかなっていう気もするんですが、
0:13:52	一応のポンプ本体については 3° E、
0:13:56	の容器であるということが一応わかりましたので。ただ定値一応注 3 の機能要求するのはありますのでこれはあくまでも念のためなんですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:08	この送水ポンプが設置されている建屋っていうのは、ヤマダによりもしくは二名かもしら 3 類の建屋ですので、
0:14:17	時実耐力上ですね、例えば 2 次設計と実耐力上としてこれ、
0:14:24	今どの程度一連の地震力にもう
0:14:28	対しててももつ実際には耐力があるのか、そういったところをちょっと確認しておいていただきたいと思います。
0:14:37	これが更問という意味で、1 点目です。それから二つ目ですがこれはこの送水ポンプ自動で装置の
0:14:47	確認をしているところでちょっと気が付いたんですが、
0:14:52	例えばこれ
0:14:56	2196 ページの例えば刷りの他の 16-8 とか見ますと、
0:15:02	実質的にはこの送水自動停止装置っていうのは、
0:15:07	ポンプ等々と発電機等に分かれて設置されている。
0:15:13	ように見えるんですが、例えばそれが
0:15:18	一番最初のほうにあります刷りの他の例えば 7-1 の敷地配置図を見ますと、
0:15:25	これは
0:15:26	いわゆる冷却水用の
0:15:29	ポンプ等のほうですねポンプ等の方だけ記載されて、
0:15:34	浄水を両側の記載がないので、
0:15:39	これは 2ヶ所に分かれている、ちょっと私解釈してるんですが一応確認にしてください、
0:15:47	もし間違ってるのであれば補足修正していただきたいと思います。
0:15:51	まず最初の 2 件、コメントです。
0:16:00	原燃工上村でございます。二つ目のご質問の件ですね、図面のほうでですね、二つの図面でちょっと書き方が異なっているというところがございますけれども刷りの他の
0:16:16	7-1 のほうですね敷地配置図のほうで片側しか書かれていないというところの御指摘かと思っておりますけれども、こちらについてはですねもともとの記載の意図としてはですね、送水ポンプ自動停止装置、サトウたんとしては、ポンプ。
0:16:32	がございまして冷却水用のポンプと女性用のポンプに二つございます。もう一つ基本的な
0:16:40	ですから整理を司ってます評判ですね、こちらの方が片側に若干、
0:16:47	違ったつけ。
0:16:49	それと称した結果、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:50	ヨシムラですけど、ちょっと確認なんですけど、おります。自動停止装置っていうのは、遮断キーもさしてるんじゃないですか。
0:17:00	その通りですね制御盤の遮断器自体は 1ヶ所にまとまって、
0:17:05	置ってるのですねにまとまってきてますので、
0:17:11	延長 100 テラフィリピンですね、失礼しました。あの方消火機能がサトウターンの方でやっている遮断器の方はそれぞれ建物をそれぞれのポンプと発電機等それぞれの建物に期待してます。設置されております。ただ、今ちょっと我々の整理の中では送水ポンプ自動停止装置の
0:17:30	5本といたらいいんですかね、昨日の中核一番制御を司っているところというところで、片側 1ヶ所のほうに記載をさせていただいてましたけれども、ちょっと御指摘の通りですねちょっとこのサトウ田も含めて装置だということの定義で言いますとちょっと
0:17:46	そこがございますのでこの辺に関しましては補正のところ、適切にちょっと修正させていただきたいと思います。以上ですお願いしますちょっと図面間で異なっているので、まず確認して修正させていただきたいと思います。
0:18:04	じゃあ次の 2 件よろしいですか。
0:18:11	どうぞ。はい。OSL工業新たにでございます建物のほうの御質問があったと思いますけれども、と装置を設置しているのはですね第 3 類のポンプ棟という建物になりますが、補正申請書のですね。
0:18:27	3192 ページ。
0:18:30	そこに 2 次設計のポンプ等としての実力値が記載してございます。
0:18:35	ポンプともともと 3 類ですので割増係数 1.0 に対して、どれが裕度があるかというのが一番右端に書いてございますけれども、この数値がですね。一類としての 1.5 を超えていればい塵相当の地震でも十分もつかということで、
0:18:50	今ですね四つ数値上から並んでございますけれどもすべて山王優に超えているということで 1.5 を超えてるのでは一類の地震でも日赤でも大丈夫というところを回答させます。詳しくは書面でまた御回答させていただきたいと思います。以上です。
0:19:07	ヨシムラわかりましたじゃあ書面の方で確認した内容を記載していただきたいと思います。
0:19:14	次の 2 件ですが、これは更問が 1 件なんですけれどこれ
0:19:22	えーとですね、回答 1014 番の前 8 で、その全体的にはこれ、9 月 30 日の 49 番の方。
0:19:32	ターネットまとめて回答がなされてますが、
0:19:37	これは

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:39	実際、今回の回答で、必ずしもちょっと十分でないと思いますので引用文献の
0:19:45	その該当してる箇所ですね。
0:19:49	なおかつ2分の1っていう設定をして、
0:19:53	安全率設けてやってると思いますけども、その安全率十分。
0:19:57	問題ないよということを示していただきたいのでちょっとところの具体的なその箇所。
0:20:04	を示していただきたいと思います。
0:20:07	で、もう一つは、回答の中で、
0:20:13	この
0:20:16	純増について触れられてますがこれは私もいろいろ文書と文献を見ましたけどかなり純度で
0:20:24	強度が変わってきますので、
0:20:27	これは前提条件として、どういうふうにして順序を、
0:20:34	保証しているのか、それをこれは計算書の、
0:20:39	コードも結構ですので、添付資料ですね、
0:20:43	前提条件をその旨書いといていただきたいと思います。
0:20:52	ここちょっと確認でちょっと
0:20:55	あともう一つですね、この確認の過程で
0:21:01	追加のちょっと確認、これはちょっと小型小型雰囲気か変動ですね、この絵は附属書類の8-2ですけど。
0:21:13	この中でフランジ固定ボルトの
0:21:17	許容引張応力というのが一般の室温値で書いてますが、実際ちょっとこのボルト自体がどこにあるのかがちょっとわからなかったんで、これちょっと妥当か判断できなかったんですが、
0:21:32	具体的にこのフランジ固定ボルトはどこの部分を評価したのか。
0:21:38	附属書類に手に追加する形で追記する形で結構ですので、評価対象とした固定ボルトの場所を示していただきたいと思いますというのはちょっと温度影響がない本日もなくていいのかというのがちょっと気になりました。
0:21:55	以上2件です。
0:22:00	原子燃料工業カメラでございます。ご質問に県のほうですね1県のほう池のほうについてはですね、ちょっとこちらのほうで、適切に記載できるようにちょっと検討いたします。二つ目のご質問ですけれども、フランジの固定ボルトの評価位置でございますけれども、附属書類8-2。
0:22:18	の冒頭のところに小型雰囲気可変炉の図面図が記載されてございますけれども、こちらの図で簡単に御説明しますと強いるアダプターという洋上での間

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	の保持している金属製の補助治具ですね、ちょうどこのところにフランジございますけれども、この部分になります。
0:22:37	基本的に加熱炉自体ですね、
0:22:42	電気加熱ということで、非常にこの炉から離れたところで、非常にすぐ温度が下がりますので、距離的にですね金利伝えとかのこういった考えの中からいくとこのフランジの部分ですね、十分必要に相当するところでの室温の評価とさせていただきます。
0:23:00	ちょっとこちらのほうですね評価値で1ちょっと不明確になってございますので、こちらの付属書類の中でですね、評価点の位置を示したいと思います。
0:24:37	連合会ぐらいです承知いたしました。
0:24:43	すいません確認ちょっとしていただいて、
0:24:46	人トータル的線修正します。
0:24:54	それから、
0:24:56	事業者、
0:25:07	すいません規制庁取り組まトリガーは大丈夫ですか、何かほかに、今の
0:25:13	等に対して何か発言とかったりしますでしょうか。
0:25:17	先ほどのヨシムラ様の御質問の件に関しましては、もう以上になります。
0:25:22	はい。
0:25:27	規制庁手数料会ですと、当社続いて私のほうからちょっと
0:25:32	細かいところ2点ほどお伺いしたいと思うんですが私の方からこれはちょっと本文ではなくて、添付のほうのちょっと書きぶりの方の話なんですけれども。
0:25:41	添付についてまず
0:25:44	ページ数で言うと2589ページからの底面に表1-1の鉄塔
0:25:51	今の適合性確認外科の表なんですけれども、表の中に
0:25:56	輸送容器ですね、粉末輸送容器などの輸送容器の記載がないんですけどこれはあれなんですか設計番号を取ってないから入ってないというそういう整理でやられてるんでしょうかちょっとそこら辺の記載の各中の考え方をちょっと教えていただければと思います。
0:26:14	原子燃料工業の岡田です。こちら輸送容器三つにつきましてはまず申請書の最初ですね別記-12ページにですね、
0:26:30	申請対象の設定設備側の別記の
0:26:38	3ページ以降書いております。その中で12ページに、12ページにですね、当該の輸送機のことについて書いておまして、ここではですね、
0:26:52	その輸送容器は、熱交に対象外とすると低位テーマ本規程に定めて管理する対象としますという旨書いておましてこれを受けてですねこれ以降はです

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ね、この申請の対象としてないもんですからその当該の 2590 ページの定義の表 1 のうちにも表れていないと。
0:27:11	いう整理をしております。
0:27:16	戻りまして別記 12 ページになぜ急ぎ書いてるかっていうのもですね、こちらの三つにつきましては許可のほうで安全機能を有する施設に登場している支出でアルバム設工認対象外とすることを明記するという点でこちらに書きました。
0:27:36	あと関連しまして洩れ抜けがないと許可の漏れ抜けばないという整理のためにですね設工認、
0:27:48	で申請する設備、本規定で管理する設備提供する設備、そういった等の整理をですね漏れの件な項へ
0:28:00	添付書類 1 の
0:28:09	1 の中で、A. 1 表 2-1 から 2-4 というのがありましてその中で整理してここで網羅的に許可に出てくる設備は網羅しておりまして本規程で定める。
0:28:24	のでそこに対象外というものは店 1 表 2-2 に整理してまして、
0:28:31	別添 1 表 2-3 に整理しておりまして、当該の消火栓 2523 ページに 1524 ページに登場させているという整理で申請書全体を通して、整合とれるようにしております。
0:28:49	以上です。
0:28:51	規制庁手数料解散考え方がしっかりされていて記載されてないんだば了解です。わかりました。
0:28:58	済まさのかと思うよつこれも添付のほうで恐縮なんですけれども、添付空気の適合性の説明の部分が 2690 ページの
0:29:08	ところなんでこれは外部衝撃のところの適合性の説明で、
0:29:13	ここで設計番号の 8.1 の配賦 F3 のところの記載で
0:29:21	屋外のところの設備付帯設備の話なんですけれども、これ
0:29:27	アメリカの説明文の問題だけなんですけれども、これあの中の対象設備って焼却炉これ第 1 廃棄物貯蔵棟のほうにあるものでなんですけど、ちょっと思いますけどこれは
0:29:39	説明文が第 2 加工棟についていう話になってて、第 1 加工棟の話がちょっとこの説明文からちょっと見えないかなと思ったんですけれども、ここの記載って、
0:29:52	そこら辺の中整合みたいなのっていうのはあまり考えては作ってないっていう整理なんでしょうか。
0:30:00	原子燃料工業の田辺でございます。いただきました質問ですね、ご指摘の通り第 1 廃棄物貯蔵棟でございます焼却炉の屋外のを設置する附帯設備。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:16	具体的に言いますと可燃性ガス配管、それから緊急遮断弁の都市ガスが該当します。こちらについてはですね、ご指摘の通り第1 廃棄物貯蔵棟の壁面等にも固定するのですがちょっと
0:30:34	こっちそれがうまく書き分けられてなくて第2 加工棟のみ、ちょっと記載していたという経緯がございます。今一度、こちらの資料を見直して記載を適正化したいと思います。
0:30:50	またちょっとコメントいただきましたので、ちょっと御説明させていただこうかと思うんですが、こちらの竜巻、外部衝撃につきましてはこの白い丸で
0:31:03	こういった設備が防護対象ですよというのを示してレイワございますが、ちょっと
0:31:11	竜巻のご指摘で叩く牧野県とか、あとそれから外部火災の件とかですね、あと防護対象の整理が、
0:31:20	ちょっと保証部にあったというところがありましてまあ、別途、以前にもコメントいただいておりますのでいま一度
0:31:27	整理をしっかりと記載も漏れなく、記載できるように補正で対応したいと思います。以上です。
0:31:38	規制庁ウツミです。あくまでもこれは添付なのでっていうところもありますけれども使用表のほうと添付の表で
0:31:47	記載がそこがあるとややこしいですので次回の大きな補正第3回の補正の単位ですねこちら辺は今一度見直しいただいて、間違いとかがないように願います。私からは以上です。
0:32:03	原子燃料工業の亀井です。承知いたしました。ありがとうございました。
0:32:08	はい、じゃあ鈴木さんお願いします。
0:32:11	規制庁の鈴木です。
0:32:13	私のほうから何点かありましてまず仕様表全体について2点あります。
0:32:22	技術基準に基づく使用の非該当項目に係る記載の仕方が
0:32:28	全く記載がないっていう、例えば672ページの溢水の12ポツ1-1に係る記載ですとか、
0:32:39	あと、
0:32:40	ハイフンのみの記載例えば671ページの不正にとの臨界安全に係る記載ですとか、
0:32:49	ハイフンと脚注の説明、例えば663ページの溢水の12ポツ1-F案に係る記載とこの三つに分けられてるんじゃないかと思うんですけども。
0:33:03	これらの違いについて何か理由が書き分けあったら説明していただきたいと思っています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:13	二つ目ですけども、
0:33:18	材料一覧の別表 1 に記載する。
0:33:21	設備機器の考え方、基準考え方とその他の構成機器との関係について説明してくださいといいのですね
0:33:30	これコメントの 1014-43 と関係あるんですけども。
0:33:37	例えば 661 ページの作業台ですねこれ
0:33:42	別表 1 に書かない理由っていうのが
0:33:45	技術基準への適合に係る記載。
0:33:48	かからないから記載していないということだと思うんですけども。
0:33:53	同じ
0:33:55	コメントのほうの回答で
0:33:58	測定器について
0:34:01	技術基準適合性に関係である測定器について婚礼と一部書いてあるものですから、
0:34:07	その辺が不整合があるのではないかと思いますので、
0:34:13	別表 1 に記載する設備機器の考え方ですかその他の構成機器の関係について説明してください。
0:34:21	定義
0:34:22	2 点ですまず 2 点です。
0:34:26	原燃工のところでございます。ただ鮮明でございますけれども、-だったら早くもなしというものなんです、これちょっとそれぞれの技術要求に対して書き分けてるところがございまして、
0:34:42	臨界に関してなんですけども、臨界に関しては単一と複数両方書くというのが普通は両方出てくるということで、時々片方がないことがあるということなので、片方がないという状態が普通じゃないのです。臨界に関しては、片方がないようなときに配布をつけるという形で記載をしております。
0:35:02	で臨界以外のその他の技術基準に関するものにつきましては、隻要求がいろいろ多様ですので、標準的にこれを書くところがないところがございますので、該当するところだけ記載をしているという状況です。ただし、外筒
0:35:18	しないということが自明ではなくてわかりにくいというようなところにつきましては配付をつけて脚注をつけているという状況でございます。
0:35:27	ただちょっと今回の 672 ページの溢水のところは現状の記載は自明ということで記載していないという整理をしていたんですけども、ちょっと自明というにはわかりにくいところございますので、次の補正のときに、一般配分で脚注をつけて該当しないということの説明を追記しようと考えてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:47	2点目のほうが、その他の構成機器とか、記載のところなんですけれども、その他の構成機器に上げたものでも大光基準の適合に関係ないと判断されるものについてはその他の別府のところには記載しないというのが基本方針で記載してございます。
0:36:05	ただご指摘ございました通り、この点前回はコメントいただいておりますので、その方針と合わないというところ揺らぎというところが幾つか見られてございますので、現在こちらの補正してございまして、第3回の補正の際に、あそこ再整理して整合できるような形で申請をさせていただきたいと考えております。以上です。
0:36:27	規制庁の鈴木です。承知しました。
0:36:31	次に
0:36:33	101435 の
0:36:36	コメントについて2点あります。
0:36:40	ちょっと細かいんですけども件目ですけど
0:36:44	一般仕様の核燃料物質の状態ですとか、
0:36:49	燃料棒、燃料集合体、
0:36:52	または燃料集合体という三つの
0:36:56	記載があると思うんですけども。
0:36:58	技術基準に基づく使用の閉じ込めの機能のところ
0:37:05	燃料集合体が落下しないようですとか等、
0:37:09	オープンした燃料を取り扱うってなった。
0:37:12	ていうふうになっているところがありまして、
0:37:17	燃料棒ですとか燃料棒し、燃料集合体燃料集合体チェック
0:37:23	記載と整合しないようなところが、
0:37:26	あると思われます。
0:37:30	あと2点目ですけども。
0:37:33	別表1の
0:37:37	ちょっとお待ちください。
0:37:49	別表1のコメント。
0:37:53	さしあげたような
0:37:55	材料ですね、
0:37:57	回答
0:38:01	要は回答いただきましたので、当該箇所に記載している材料っていうのはコメント差し上げたような
0:38:09	材料ではないっていう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:12	ことですよねということは
0:38:15	適合性の確認対象ではないってということなんでしょうか。
0:38:23	はい。原燃工でございます。ただいまいただいた御質問2件、1件目なんですけれども、具体的に該当する設備としましては、組み立て来ナンバーワン組み立て常磐部と防水エイジング
0:38:39	設備IDでいきますと4003から4006までの四つの設備でこちらのほうが、取り扱う形態そして燃料棒と集合体の形態がございます。現状の閉じ込めのところには集合体のところしか書いてなくて、燃料棒のところの記載がないという御指摘と思います。
0:38:57	こちらのほうなんですけれども、こちらの集合体の組み立て軸に仕事組み立てる工程となっております、燃料棒を引き出して、主導ですね、集合体の中に差し込んでいくという加工する工程となっております、
0:39:15	手で持って流し組み立て仕事に組み込んでいくという工程ですので、燃料棒に関する落下防止構造特に不要だということで、燃料棒に関する記載がないというふうな整理としてございます。
0:39:27	こちらは先ほどの自明というところで書いていないところなんですけれども、その地面についてもわかりにくいというところに該当するかと思いますので、次の補正の際に、これは該当しないよというところを中期のほうでつけるということで対応したいと考えてございます。
0:39:43	2点目の御質問。
0:39:45	受振のところですね。こちら燃料棒に触れるところで、製品を品質の観点等でA難燃性でない樹脂を使っている部分もあるというところがございます。こちらご指摘の通り適合性の確認対象に当たらないというところに該当します。
0:40:02	これちょっとこちらの方からこれまでの経緯で、そういう難燃性じゃないものを使っているところがあれば、そちらの方にも、
0:40:11	そういった部分についても記載するというので、第一次設工認のときからそういう経緯がございましたのでええ記載しているというところがございます。
0:40:20	以上です。
0:40:26	規制庁の鈴木です。マーキング性いたところがすごい
0:40:33	しゃべられていたと思うんですけども。
0:40:39	申しわけありませんでした。
0:40:42	一時のときから、そのような整理でやられてるってということなんですかねその適用性の確認対象でないものについても、
0:40:53	原燃工でございます。その通りでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:10	規制庁ドドですけど、今の点なんですけども、ちょっと近畿にしているところは設工認の申請書上は我々として当室。
0:41:25	思うものの建設側との関係で問題になっていないかっていうところでちょっと質問したところもあるんですけども、今問題にならないということであれば我々のほうはですね、
0:41:40	結構ですので、ちょっとそここのところ確認いただければと思います。以上です。
0:41:47	原燃工のほうでございます。第一次設工認の部分につきましては使用前検査等で全部終えておりますけども、こちらの樹脂の記載、この材質のところの記載のところにつきましても経済の方は特に問題なく動いてございますのでは
0:42:03	当時設工認についても問題ないというふうに考えてございます。以上です。
0:42:09	規制庁されてる評価と承知しました。
0:42:14	規制庁の鈴木です。念のためですけどもこのような材料ですと
0:42:21	材料の
0:42:23	材料名ですけどその特定して、
0:42:26	記載していただければと思います。MNFの
0:42:31	効能軽微変更の届け出も今一度チェックいただきまして水平展開、
0:42:38	していただいて、ちゃんと材料を特定して記載されているかどうかということを確認していただければと思います。
0:42:47	検査側との
0:42:49	兼ね合いでそのようにしていただければと思います。
0:42:54	規制庁オザワですけども、今の点は難燃性材料については、
0:43:02	あれですよね原燃工の申請書では、材料が特定される記載されているっていう理解でよろしいですよ。
0:43:12	原燃工のでございます。難燃性の樹脂の難燃性のところにつきましては、今回ちょっと9月30日から9月4日のコメントのほうで、財政が明確じゃないというコメントをいただいておりますので、そちらについては材質を明記する形で次の補正で対応させていただきます。
0:43:29	ということとしてございます。今回の特に難燃性適合確認対象ではないものにつきましては、材質目までは記載しないという形で
0:43:39	相手と記載しております。以上です。
0:43:43	規制庁オザワです。商企しました系統間の今のところ来きちつと対応していただければ問題ないと思います。なぜ豊かでゆとりMNFのほうで目特定されていないというところで軽微変更になっているというところでちょっと念には念を入れてということでしたっごく言わせていただきました。以上です。
0:44:05	原燃工のでございます承知いたしました。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:44:13	規制庁の鈴木です。次は
0:44:16	1014-43 についていてあります
0:44:22	600 億 686 ページですけども
0:44:27	図面は修正していただけると明確になるようにしていただけるということですけども野心示されているものですとかの追加取らせ
0:44:38	ですとか測定機能位置がまだちょっと不明確ですのでその辺も
0:44:43	わかるようにしていただければと思います。
0:44:50	原燃工のでございます承知いたしました補正の際に、その辺り明確にわかるような形で修正をさせていただきます。以上です。
0:44:59	規制庁の鈴木です。最後 1 点ですけども 1014 の 46 ですけども、
0:45:07	671 ページの一般仕様の先方で走行ルールを含めないってこれ
0:45:13	機器本体の寸法を記載していることから含めないっていうご説明だと思うんですけども
0:45:21	例えば
0:45:23	492 ページの燃料棒搬送設備の方で概要
0:45:29	記載しているんですけども、この辺の
0:45:33	機器本体の寸法先頭を記載していて、それ以外を書いているものと書いてないものっていうの違いは何か理由があるんでしょうか。
0:45:45	原燃工のでございます。がたいに関しましては、この架台自体は耐震強度の評価対象となつてございまして、課題全体をモデル化した上で強度の計算を行っておりますし、まだに対するいろんな梁とか柱とそういった部材についても商標のほうに記載しておりますので、そういったものについては先方記載してございます。
0:46:03	出るに関しましては、れる全体でというよりは、それぞれを止めているボルトであつたりそのスパン感覚というところで局所的な評価をしているということで、全体の全長というものにつきましては、そういった評価と無関係ということで記載していないというのが現在の整理でございます。
0:46:20	ただし、このこそこれに関しましては別のコメントで図面長図面の中に前聴覚というふうなことで、そちらのほうは、今回第 3 回防いで対応することとしておりますので、そちらのほうに記載しますので、この走行ルールに関しましては、次の補正では周層の中に記載するという形で対応しよう。
0:46:40	考えているところでございます。以上です。
0:46:45	低調のスズキです。承知しました。
0:46:55	規制庁ウツミです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:57	すいません。ちょっと1点だけ宝刀で申し訳ないんですけどちょっとしょうもない確認点検させていただきたいんですけども。
0:47:07	第1加工棟すみません、第1廃棄物貯蔵棟第1加工棟教わったんですけど
0:47:13	ページ数で言うと、
0:47:15	1079ページの使用表のところの外部衝撃なんですけど外部衝撃の自動車もところの話なんですけど、ちょっと念のため確認なんですけども。
0:47:26	自動車のところの話は今回の適合性の確認じゃない対象じゃないですよっていうのは、過去廃棄物と同等だと1089ページのかっこう
0:47:39	9、(10)のほうで、一般ボールから距離が離れてるんで影響ありませんって形で言ってるんですけどこれっていうのは、要は1普通にカガ一般的な常識に考えて離れてるから飛んできませんよ。
0:47:54	ていいうのか何か評価して、やっぱり飛んできませんねっていうのを確認するからこれでどっちっていう意味合いなんでしょうか。
0:48:06	原子燃料工業の亀井でございます。今の御指摘の点ですね、築地
0:48:16	当事業者の敷地図とかからもわかります通り一般道路から離れてますので、事故の影響はないという一般的な整理でございます。
0:48:28	以上です。
0:48:29	計上する了解ですありがとうございますと。
0:48:33	ではこちら側方向と本庁から申されないですけどもオザワさんとか大アリタさん大丈夫でしょうか。
0:48:41	オザワの方はどこにありません。
0:48:49	規制庁ウツミです了解です。それでは事業者か何かなければこれで終わると思います、時熊取大丈夫でしょうか。
0:48:58	原子燃料工業でございます。こちら側からも特にコメント等ございません。
0:49:05	規制庁ありがとうございます。ではこれをもちまして本日のメンバーの方終了したいと思います。ありがとうございました。
0:49:12	ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。